

2026 年 9 月 10 日

未使用手形・小切手用紙の買戻しについて

政府より公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、全国銀行協会では「2027 年度初めから電子交換所における手形・小切手の交換廃止」を決定しました。

埼玉縣信用金庫は、手形・小切手の電子化に向けた取組みとして、2023 年 4 月 3 日以降に当金庫が発行した未使用の手形・小切手用紙について下記のとおり買戻しいたします。

記

買戻受付期間	2026 年 10 月 1 日（木）～2027 年 2 月 26 日（金）
対象用紙	2023 年 4 月 3 日以降に当金庫で購入された未使用の手形・小切手用紙 ※ただし、次の手形・小切手用紙は買戻し対象外となります。 ① 書き損じ等の毀損扱いとなっている手形・小切手用紙 ② 当座預金解約済の手形・小切手用紙
買戻金額	1 枚 220 円（税込み）
対象となるお客さま	「さいしんダイレクトビジネス（インターネットバンキング）」または「さいしんでんさいサービス /さいしんでんさいライトサービス」をご契約のお客さま（新規申込を含みます）
申込方法	「未使用手形・小切手用紙 買戻依頼書」に必要事項をご記入のうえ、未使用の用紙が綴られている「手形帳」「小切手帳」とともに、お取引店窓口にお持ちください。
買戻金の入金	受付日以降 1 週間を目安に、未使用手形・小切手の買戻しを実施した当座預金口座にご入金いたします。 ※取引明細に「カイモドシキン」と表示します。
その他	・店頭申込（当座預金のお取引店）のみのお取扱いとさせていただきます。 ・買戻し後も引き続き当座預金口座はご利用いただけます。 ・経理処理についての詳細なお取扱いはお客さまの顧問税理士等にご確認ください。 ・ご不明な点は、当金庫お取引店までお問い合わせください。

<電子化に向けた当金庫の取組み>

内容	実施（予定）日
当座預金の新規口座開設停止	2024 年 12 月 2 日（月）
2027 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止 （手形割引を含みます）	
払戻請求書による当座預金からの払戻開始	2025 年 1 月 6 日（月）
銀行振出小切手の発行受付終了	2026 年 1 月 30 日（金）
手形・小切手の発行受付終了	2026 年 3 月 31 日（火）
手形・小切手の最終振出期限の設定	2026 年 9 月 30 日（水）
他行庫振出手形・小切手の預金入金扱いの受付終了	
手形割引、商業手形譲渡担保貸付の受付終了	
未使用手形・小切手用紙の買戻し受付開始	2026 年 10 月 1 日（木）

<代替サービスのご案内>

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代・用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがございます。

「さいしんダイレクトビジネス（インターネットバンキング）による振込」や「さいしんでんさいサービス」など、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

○ さいしんダイレクトビジネス

https://www.saishin.co.jp/houjin/service/direct_business/



○ さいしんでんさいサービス

<https://www.saishin.co.jp/houjin/service/densai/>



以上